

各実施機関災害補償担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る人事院規則 1 6 — 0（職員の災害補償）第 2 0 条の規定による報告等について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定については、「新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定について（令和 2 年 3 月 3 1 日職補—1 4 7）」（以下「令和 2 年 3 月 3 1 日補償課長通知」という。）によるほか、下記のとおり対応していただきますようお願いします。

記

- 1 補償事務主任者に対し、その所管に属する職員について新型コロナウイルス感染症に係る公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合及び被災職員等からその災害が公務上又は通勤によるものである旨の申出があった場合は、人事院規則 1 6 — 0（職員の災害補償）第 2 0 条の規定による報告（以下「報告」という。）を速やかに行わせること。そのため、補償事務主任者に対し、本通知及び令和 2 年 3 月 3 1 日補償課長通知を送付するなどの方法により、速やかな報告について周知徹底すること。
- 2 補償事務主任者から報告を受けたときは、新型コロナウイルス感染症に係る

災害が公務上のものであるかどうか又は通勤によるものであるかどうかの認定を速やかに行うこと。

- 3 新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定が困難である場合には関連する資料を添えて当職まで相談するほか（令和2年3月31日補償課長通知の2）、認定について疑義が生じた場合等には幅広く当課に相談すること。

以 上